

介護予防・日常生活総合事業ガイドライン（案）について

平成27年5月18日（月）

調査票集計結果

（平成27年6月2日 現在）

調査票の集計結果について

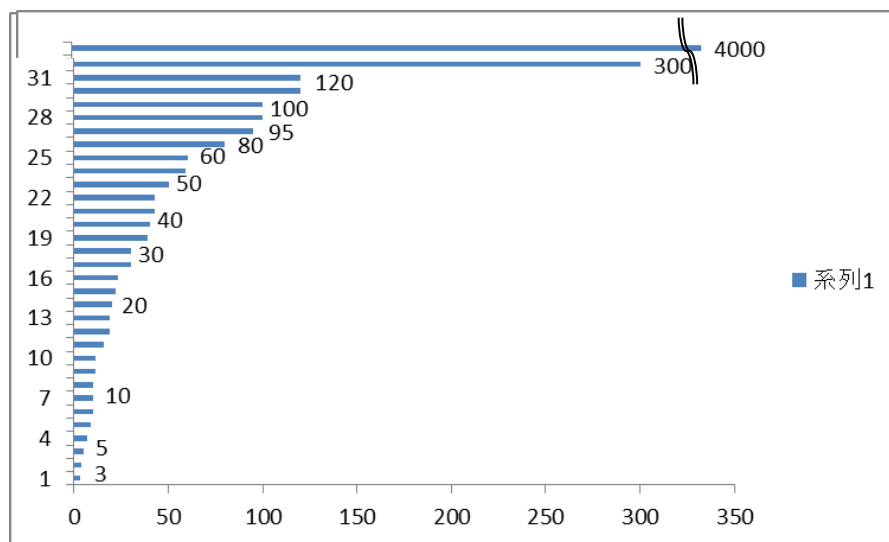
【回答数】

34 事業所 / 98事業所中 (当日…93事業所、窓口…5事業所)

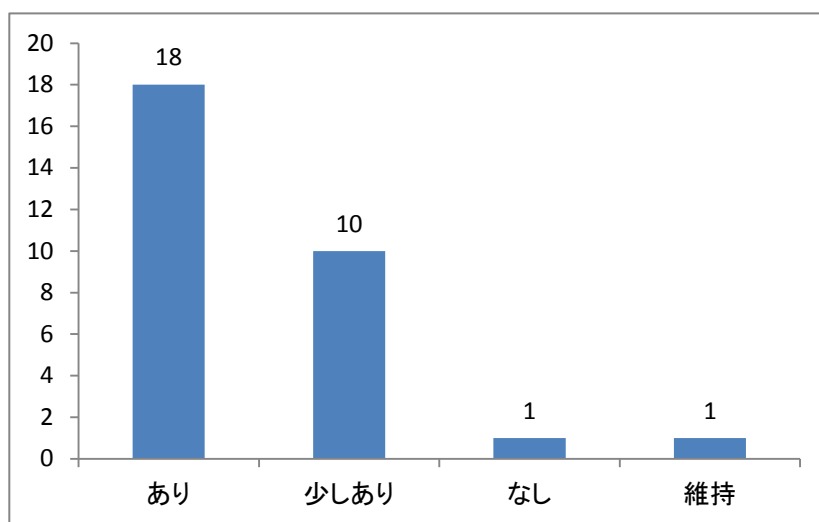
●職種について

高齢	障害	子育て	配食	移送	医療	薬局	清掃	趣味	住宅	文化	趣味
26	8	8	6	4	1	1	5	2	1	1	3

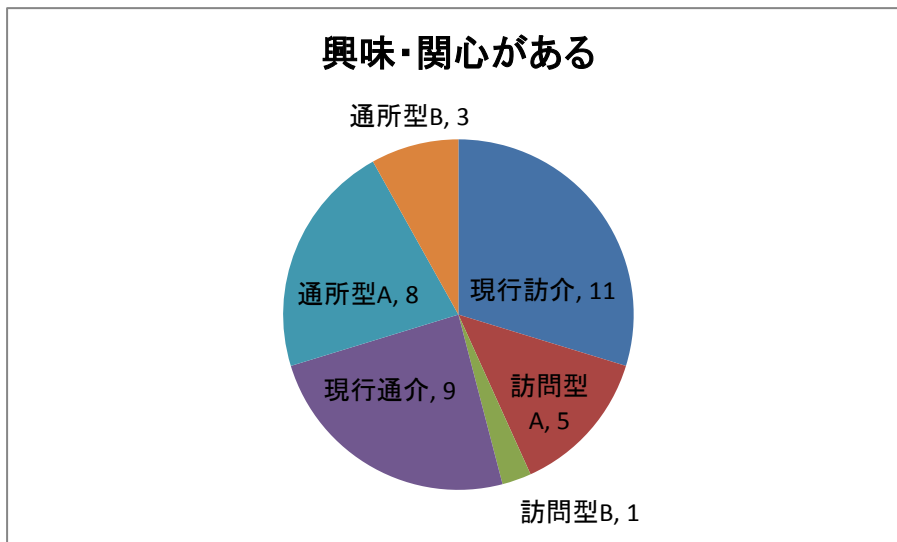
●従業員数



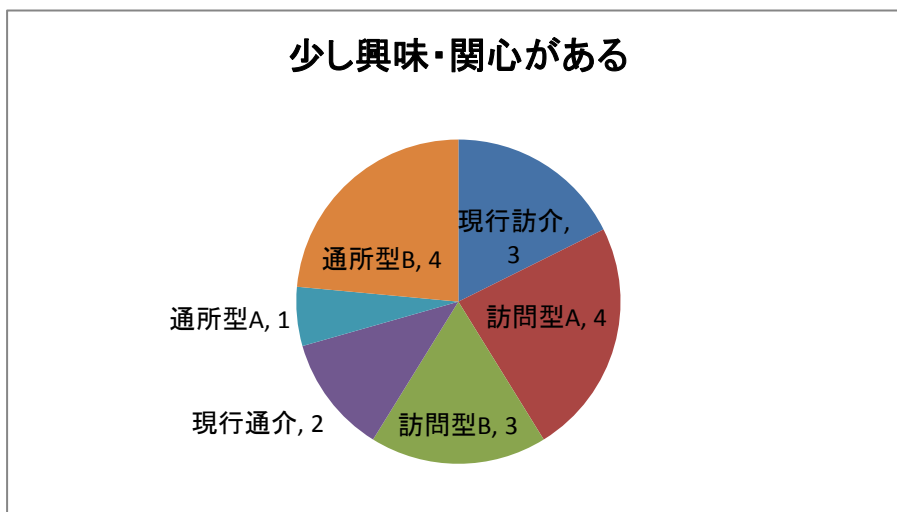
●総合事業への興味関心



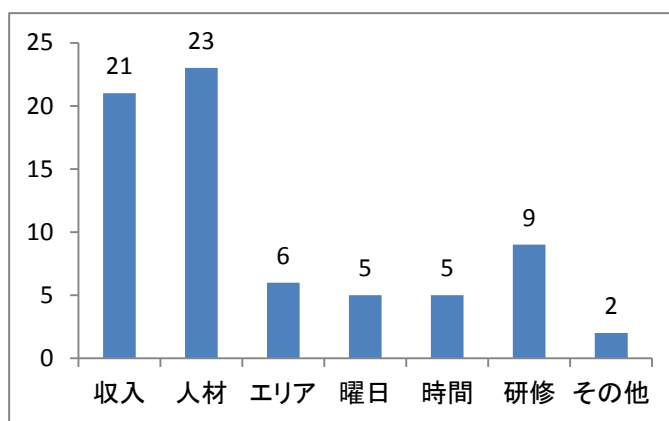
→総合事業に興味・関心があり、ガイドラインで示された形態で行いやすい類型



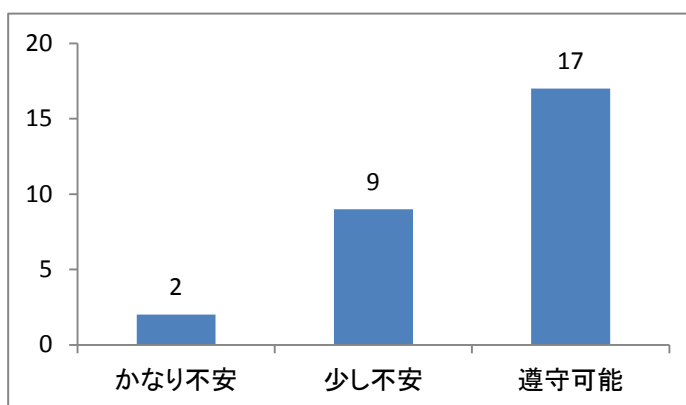
→総合事業に少し興味・関心があり、ガイドラインで示された形態で行いやすい類型



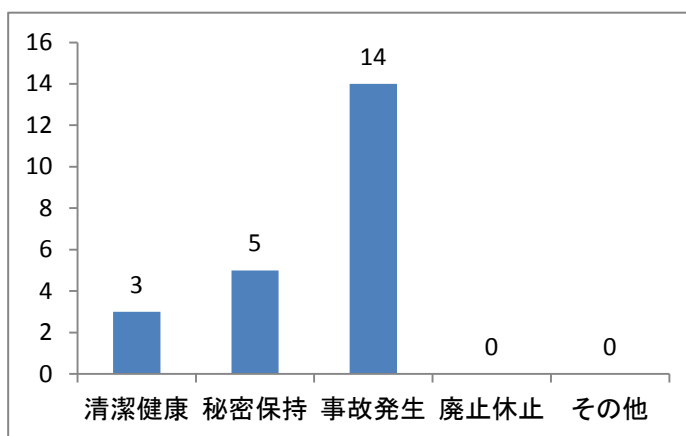
●事業実施のために重視すること



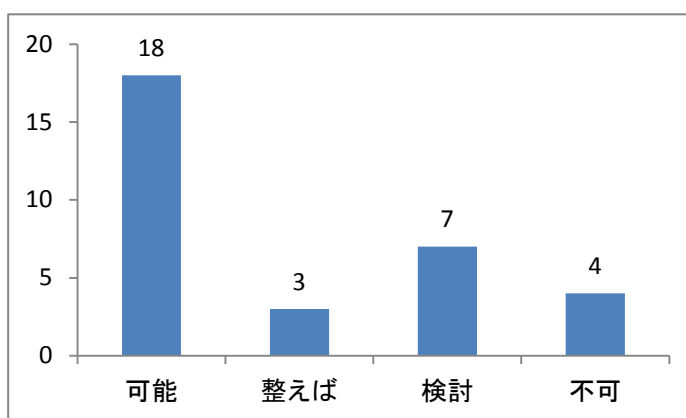
● 「必ず遵守すべき基準」に基づいて実施することについて



● 「必ず遵守すべき基準」のうち不安に感じられる要素



● 給付管理の実施について



●後方支援として市に望むこと

- 自主的な研修に限界がある小さい事業所のための研修会の開催、スキルアップのための講座の開催
- ボランティア団体の参加はかぎりが有り、人材確保もむずかしく事業としても望むのはむずかしい。
- 情報提供・人材確保に係る支援、研修に係る支援
- 安定して事業が営めるよう経営がしっかりとできる基盤を作っていただきたい
- 利用者の紹介、相談（法的な規制など）
- 介護保険利用による訪問介護及び介護予防訪問介護を利用していた方へのご説明（サービス内容の明確化）、生活支援コーディネーターの確保
- 今日の説明では全く全体像が見えないため、もっと詳しい内容が出ないとわからない。
- 現在自宅開放型の高齢者サロンを開催しているが、地域の中で、空き地や公共施設の利用（開催場所の確保）
- 事故・トラブル etc、発生時の対応支援
- 総合事業の市民の方々への告知。
- 訪問型サービスAとBのサービス内容を詳しく定めないと境界線があいまいな状態では、ケアマネジャーも判断に迷うだろうし、ボランティア主体として活動する我々も困ることが多いと思う。
市内の12地区間で活動するボランティアセンターが訪問型サービスBの受皿となった場合内奥に差異がないようにしてほしい。
ボランティアの一部はある程度の賃金が期待できる事業所に流れる恐れあり、ボランティアセンターとして人材確保が一層難しくなるのではないかと心配。
- ①事業運営資金の助成
②移動困難者の把握と適切な対応・相談・アドバイス

③茅ヶ崎市としての移動困難者に対する総合的なシステムの構築（バス・タクシー・福祉有償運送・ボランティア）

・ボランティア育成・派遣

・行政はボランティアに従事する人たちに何らかの配慮をしてほしい。例えばボラセン活動を有料とし、サポーターも有償とすることを考えてほしい。何よりもサポーターも高齢であることを考慮すべきである。

・事業運営支援、独自加算等経済的支援、会場確保（駐車場等必要に応じて）

・後方支援もあるが、市として何をするのか目的を明確にすることが大切であり、一体的に支援していただくことを望む。

・事務所経費・運営経費（コーディネート活動・事務作業活動）保険・労働法規を守るための諸費用（健康診断、最低賃金、社会保障）等が保証できるような報酬の設定。
ヘルパーの質を保つための研修の実施。

・①日常生活支援総合事業へ参加するに当たり、今の要支援の方たちのADLからすると、通所型サービスを受けるのは移動（送迎）が確保されなければ利用につながらない。

②現在でも介護保険では賄いきれないところへのサービスは独自事業として提供しているが、人件費（事務含め）としては赤字です。

※①②いずれにしても、事業を継続するのに必要な報酬を担保してほしい。

③独居で外出、入浴等が一人でできない人が要支援の判定になるのはいかながなものなのか。自分たちが使う側になった時不安です。現在デイ利用者のニーズは支援の方でも外出と入浴が必須の方が半分はおられます。

●移行することによる不安要素

・これまで通りの利用者の確保と従業者の確保ができるかどうか

・市の配食サービスの拡大についての方針を確認したい

・事務作業の煩雑すること、給付減少による事業継続のリスク

・毎年職員に対し処遇改善を行っているが、それらを維持・向上させるだけの報酬が期待できるのか

- ①介護給付の単価が下がるので、その収益で運営できるかが不安です。（家賃は変わらないが、人件費を下げる、専門性のない staff でのサービスで運営できるのか？）
- ②当方は現在、県からの指定を受けて通所介護（予防含む）を運営しています。この事業所に追加して、P10の通所型サービス AorB を運営していくことは可でしょうか？少しでも通所型サービス A、B のような方を受けることができれば、支11,2 要1-5 からより幅広いサービスを行えるので、是非できるようにしていただければと思います。
- 今回の制度改正に熟知しているわけではないので不安を漠然と感じています。今後も本日のような説明会や勉強会が、あったらいいなと思います。
- サービスの質の保持（無資格者及び未経験者への教育、研修期間が難しい）
多種多様な事業者との連携による事務員等の負担増。人材確保
- 事業所向けとボランティア（地域支援）の説明会を同時に行うことは？質問の内容がまったく変わってくると思います。また質問に答えられていない。
- 報酬額の低下、要介護と要支援という認定の変更に伴い、サービスを変更させなければならぬ点。
- 報酬単価、または助成金等の状況により、経営的に赤字になるようであれば、実施は難しいかもしれません。また、ボランティア育成・手配なども不安要素となります。
- なんとんでも福祉団体なので営利事業者のように行かない。その体制も未整備である。むしろ我々は我々のやり方で貢献したほうが良いと考えている。
- 収入面での不安と、従事利用されていた方が利用できなくなることにやる社会問題的な不安がある。
- 4で記入した内容を保障できるような報酬設定をしていただかなければ受けることができません。「必ず遵守すべき基準」を保つために必要な報酬を得られるのか不安です。
- コーディネーターの配置とあるが、その人の力量により差が出てしまい、結果市内の住むところによって市民の受けられるサービスに差が出るのではないかと？
社協の役割はどのようになってくるのですが。明確に教えてほしい